

知事コメント (抗告訴訟の控訴について)

国土交通大臣の裁決の取消しを求めた抗告訴訟について、県の訴えを却下した去る11月27日の那覇地方裁判所の判決に不服があることから、県は、本日、控訴を提起しました。

今回、裁判所は、法定受託事務について、地方自治体が適法に行った処分に対して、国が裁決の形式を用いてこれを覆した場合に、地方自治体側が司法の場でその是非を争うことを大幅に制限する判決を下しました。

また、地方自治体側に救済の途が無いとしても、そのことが地方自治体に認められた自治権を侵害するものとして、違憲又は違法であるとまではいえないとの判断を示しております。

本判決に従うとすれば、裁決理由に誤りがあっても、処分を行った地方自治体は裁決の取消しを求めることが極めて困難となり、違法な裁決が存在し続ける事態に陥りかねません。

本件訴訟において、国側は裁決の正当性を一切示さず、裁判所も何らの検証を加えていないため、県が示した辺野古埋立工事の問題点は何一つクリアにならないまま、工事が強行されることとなります。

厳しく申し上げるならば、地方自治の尊厳はなきに等しいと、司法が示しているものと断ぜざるを得ません。

県としては、裁決の形式を用いて地方自治体の自治権を侵害する国の行為を黙認し、司法による救済の途を否定する今回の裁判所の判断は、到底受け入れることができません。

このため、県としては、控訴した上で、改めて実体審理を行うことを求めるとともに、今回の裁判所の判断が全ての地方自治体にとっての脅威となり得ることを、強く訴えてまいります。

辺野古問題を通して見えてきた我が国の地方自治の現実、地方分権改革の掲げる理念にまだ遠く、道半ばにあります。

地方分権の理念を実現し、国と地方の在り方を正常化するためにも、地方自治の担い手として、私たちは声を上げ続けなければなりません。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、地方自治の尊厳を確立するという理念を掲げ、今後もぶれることなく、県民の強い思いに全身全霊で応えてまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉城 デニー